

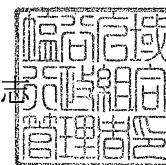


塩谷広域行政組合告示第5号

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

塩谷広域行政組合管理者 花塚隆志



1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

塩谷広域行政組合エコパークしおや長期包括運営業務委託

(2) 業務場所

栃木県矢板市安沢 3630 他 25 筆

(3) 施設の概要

① 施設名称：エコパークしおや

② エネルギー回収型廃棄物処理施設

1) 処理方式：全連続燃焼ストーカ式

2) 施設規模：114t/日（57t/日×2炉 1日当たり24時間）

3) 発電出力：1,530kW（定格時）

③ マテリアルリサイクル推進施設

1) 処理方式：破碎、選別、圧縮梱包

2) 施設規模

ア 不燃ごみ・不燃性粗大ごみライン：12t/5h

イ 資源びんライン：6t/5h

ウ 古紙類ライン : 1t/5h

エ ペットボトルライン : 2t/5h

④ 関連施設

管理棟、ストックヤード、車庫、洗車棟、場外余熱利用施設（敷地内）、し尿処理施設（受変電設備）等

(4) 業務期間

- ① 運営準備期間：2018年10月1日（予定）～2019年9月30日
{2018年10月1日（予定）～2019年3月31日（運営人員募集期間）}
{2019年4月1日～2019年9月30日（試運転期間）}

- ② 運営期間：2019年10月1日～2030年3月31日

(5) 業務範囲

- ① 運転管理業務
② 維持管理業務
③ 測定管理業務
④ 防災管理業務
⑤ 情報管理業務
⑥ 関連業務

2 参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、応募グループとする。
② 応募グループは、代表企業と協力企業から構成されるものとする。
③ 代表企業は、栃木県内に本店を有する地元企業1社以上を協力企業に入れること。また、その企業のうち1社は、「(2) 応募者等の参加資格要件 ② 本施設の運營業務を受託する者の要件 ウ」を満たす企業であること。
④ 協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると塩谷広域行政組合

(以下「組合」という。)が認めた場合は、この限りではない。

- ⑤ 応募者の協力企業は、他の応募者の協力企業となることはできない。但し、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 代表企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は協力企業となることは認めない。

なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

ア 資本関係がある場合

以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合。

- (a) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合。

なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑦ その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、他の応募者の協力企業となることはできない。
- ⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に
該当する者
- イ 組合の競争入札参加資格者名簿（2017・2018年度）に登録されていない
者
- ウ 組合又は構成市町の指名停止措置を受けている者
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下
「廃棄物処理法」という。）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行
を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費
税を滞納している者
- カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事
実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- キ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開
始の申立てがなされている者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手
続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることと
される更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第
172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなさ
れている者
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手
続開始の申立てがなされている者
- コ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は19条による破産の申
立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産

事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者

サ 組合が準用する構成市町それぞれの暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している者

シ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者

ス 組合が本業務に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

- ・ ごみ処理施設包括的運営委託に係る発注支援業務受託者 株式会社環境技研コンサルタント

セ 本業務の実施に際して必要となる事項の検討、及び提案審査を行う目的で、組合が設置する知識経験を有する者等で構成される塩谷広域行政組合次期環境施設事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の委員が所属する企業

ソ 実施方針の公表から優先交渉権者の選定に関する公表までの期間に、本業務について組合が設置する事業者選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

② 本施設の運營業務を受託する者の要件

本施設の運營業務を受託する応募者は、以下に示す要件を満たすこととする。

ア 代表企業は、次に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物中間処理施設の設計・建設実績を複数件以上有すること。

(a) 発電設備を有する施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上

(b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）

(c) 2008年1月以降かつ本プロポーザル公告の前日時点までに稼働開始している施設の元請としての設計・建設実績を有すること。

イ 代表企業は、次に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物中間処理施設をDBO方式又は長期包括運營業務委託により元請（当該事業の特別目的会社に出資したものを含む）で、運営期間が10年以上の業務を受注した実績を有すること。

(a) 発電設備を有する施設規模が114t/日以上かつ炉構成が2炉以上

(b) 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）

ウ 協力企業のうち1者は、廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物中間処理施設の運転管理業務委託を受託した実績を有すること。

エ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が114t/日かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本業務の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として契約終了期間まで配置すること。また、配置した現場総括責任者は、運営開始後3年間以上経過した後でなければ変更することは認めない。ただし、病気等やむを得ないと組合が判断した場合はこの限りでない。

オ 本施設の運営にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

3 審査内容

(1) 参加資格審査

応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、プロポーザル実施要領に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。
参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 基礎審査

基礎審査は、応募者から提出された要求水準書に対する提案書の内容について、次に示す項目を満足していることをプロポーザル実施要領等に対する質問回答書を考慮して確認する。

基礎審査の確認は、事業者選定委員会が行う。

① 提出書類について

- ・ 必要な書類が必要部数提出されているか。
- ・ 提案全体について、様式にしたがった「項目の構成」、「枚数」等となっているか。

② 提案内容について

- ・ 提案書全体について、記載漏れ、又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないか。
- ・ 要求水準書の内容を満足しているか。

③ 提案価格について

- ・ 見積金額が見積限度額を超えていないか。

(3) 非価格要素の審査

事業者選定委員会は、提案内容について優先交渉権者審査基準書に定める審査項目により定量化審査を実施し、非価格要素点を決定する。

(4) 価格要素の審査

事業者選定委員会は、見積限度額の範囲内による応募者の見積金額について、

優先交渉権者審査基準書に定める価格要素点算定式により定量化審査を実施し、価格要素点を決定する。

(5) 優先交渉権者の選定

非価格要素点（80点満点）と価格要素点（20点満点）から優先交渉権者審査基準書に定める評価方法により合計評価点を算定し、最も高い点数の応募者を優先交渉権者として選定し、次いで合計評価点が高い点数の応募者を次点交渉権者として選定する。

(6) 運営事業者の決定

組合は、優先交渉権者と契約内容等の協議を行い、協議が整った場合には、優先交渉権者を運営事業者とし業務契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点交渉権者と協議を行う。

4 実施要領等（本業務のプロポーザル公告の際に配布する実施要領、要求水準書、長期包括運營業務委託契約書（案）、優先交渉権者審査基準書などの資料をいう。以下同じ。）の配布方法

応募者は、実施要領等を組合（施設整備室）のホームページからダウンロードすること。

アドレス：<http://www.shioyakouiki.or.jp/shisetsu/index.html>

5 実施スケジュール（日程は都合により変更する場合がある。）

項目	日程
① 公募の公告及び実施要領等の配布	2018年3月23日（金）
② 参加表明書の提出期限	2018年3月30日（金）17:00
③ 実施要領等に関する質問受付期限	2018年4月6日（金）17:00
④ 実施要領等に関する質問回答の公表	2018年4月13日（金）
⑤ 参加資格審査書類提出期限	2018年4月23日（月）17:00

項 目	日 程
⑥ 参加資格審査結果の通知	2018年4月27日(金)
⑦ 技術的対話確認事項提出期限	2018年5月8日(火) 17:00
⑧ 技術的対話の実施	2018年5月17日(木)
⑨ 提案書等の提出期限	2018年6月29日(金) 17:00
⑩ 基礎審査結果通知	2018年7月9日(月)
⑪ プレゼン及びヒアリング	2018年7月20日(金)
⑫ 優先交渉権者の選定及び公表	2018年7月23日(月)
⑬ 基本協定締結	2018年8月上旬
⑭ 契約詳細協議	2018年8月中旬以降
⑮ 運營業務委託契約の締結	2018年9月下旬

6 本プロポーザルに関する事務局（書類の提出先及び問合せ先）

塩谷広域行政組合 施設整備室

〒329-1572

栃木県矢板市安沢3622番地1

電 話：0287-48-2760

F A X：0287-48-0463

メール：shioya-kanri@gamma.ocn.ne.jp

7 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、実施要領等によるものとする。

